令和9年度
保育所・認定こども園
入所（園）案内

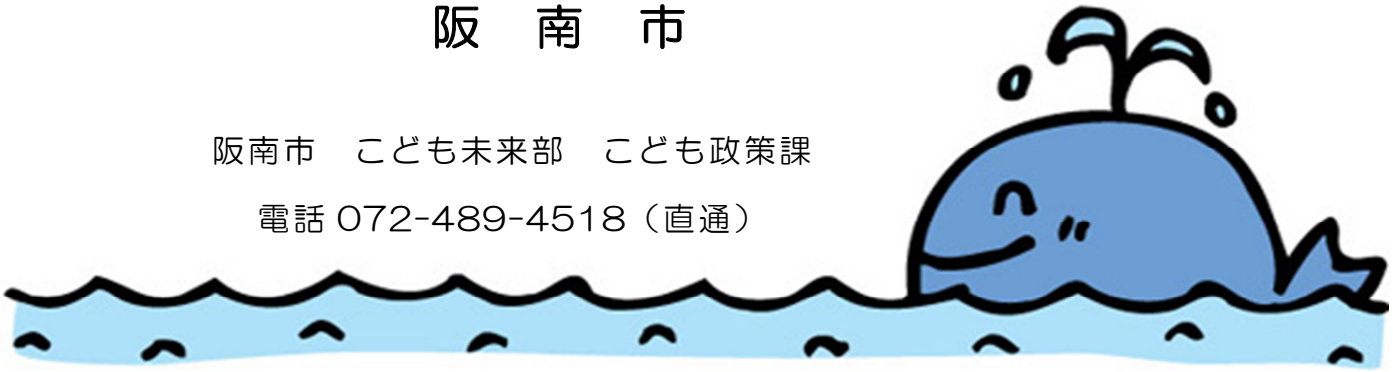




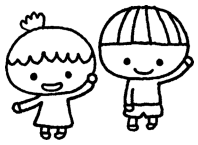
阪　南　市

阪南市　こども未来部　こども政策課

電話 072-489-4518（直通）



保育所・認定こども園について



保育所とは

保育所は、日々保護者にかわって児童を保育する児童福祉施設です。
保護者のいずれもが保育を必要とする事由のいずれかに該当することにより、
日々児童を保育することができないと認められる場合に、利用することができます。

認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。３歳以上児については、保護者の就労状況などによらず利用することができ、就労状況が変わった場合でも通いなれた施設を継続して利用することができます。（ただし、各園定員があります）

◆保育認定について

保育所、認定こども園（保育園部）などの利用を希望する保護者は、利用のために必要な認定を受ける必要があります。利用のために必要な認定は下記のとおりです。

認定区分	対　象	利用できる主な施設・事業
２号認定	子どもが満３歳以上で保育を必要とする場合	保育所、認定こども園
３号認定	子どもが満３歳未満で保育を必要とする場合	保育所、認定こども園

◆保育の必要量について

２号認定または３号認定を受ける児童は、保育の必要量によって、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

区　分	利用できる保育時間
保育標準時間	１日最大 11 時間（７時３０分から１８時３０分）＋必要に応じた延長保育
保 育 短 時 間	１日最大　８時間（※）＋必要に応じた延長保育

（※）各保育所・認定こども園へお尋ねください。

◆年齢別クラス分けについて

令和９年度の保育所、認定こども園（保育園部）の年齢別クラス分けは、以下のとおりです。なお、年度途中で誕生日を過ぎても、クラスは変わりません。

クラス	児童の生年月日
０　歳　児	令和８年４月２日以降　生（※）
１　歳　児	令和　７年　４月２日　～　令和　８年　４月１日　生
２　歳　児	令和　６年　４月２日　～　令和　７年　４月１日　生
３　歳　児	令和　５年　４月２日　～　令和　６年　４月１日　生
４　歳　児	令和　４年　４月２日　～　令和　５年　４月１日　生
５　歳　児	令和　３年　４月２日　～　令和　４年　４月１日　生

（※）０ 歳児クラスについては、飛鳥ゆめ学舎が満３か月から、その他の保育所・認定こども園は満６か月から 入所（園）が可能です。

保育所・認定こども園の利用申込みについて



保育所・認定こども園の利用申込みにあたっては、下記書類の提出が必要となります。提出書類は全てボールペン（消せるボールペンなどは不可）で記入してください。

①保育所等入所申込書（申込みをする児童１人につき１部必要）
※Ｐ．２２～２５の記入例を参考に記入してください。

②施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
（申込みをする児童１人につき１部必要）
※Ｐ．２１の記入例を参考に記入してください。

③保護者が「保育を必要とする事由」を証明する下記いずれかの書類
（同時に児童が２人以上申込みをされる場合、原本があれば残りは写しでかまいません）

保育を必要とする事由		「保育を必要とする事由」を証明する書類
就労（※）	外勤の場合	就労証明書
	内職の場合	
	自営業の場合	
妊娠・出産		母子健康手帳（氏名・分娩予定日のわかるページ）の写し
病気		症状申立書
障がい		障がい者手帳などの写し
同居する家族の介護 （①、②両方の書類が必要です。）		①介護・看護状況申立書 ②介護・看護を必要とする親族の「症状申立書」または「障がい者手帳などの写し」
就職内定		「内定証明書」または「就労証明書」
就学（※） （①、②両方の書類が必要です。）		①「在学証明書」または「（有効期限内の）学生証の写し」 ②出席曜日・時間割のわかるもの（履修登録票など）
求職活動中		就労（就学）誓約書
その他		こども政策課へお問い合わせください。

（※）保育を必要とする事由が、就労または就学の場合、**月６４時間**（令和８年１０月時点）以上の証明が必要です。

■「保育を必要とする事由」を証明する書類の内容について、職場・通院先などに電話などで調査する場合があります。

■児童と同一敷地内（同住所）に居住している６５歳未満（令和９年４月１日時点）の祖父母についても、③の「保育を必要とする事由」を証明する書類を提出してください。（６５歳未満の同居祖父母の書類を提出しなくても、保育所・認定こども園への利用申込みはできますが、入所選考の際、優先度合いが低くなります。）

④以下に当てはまる場合のみ、必要となるもの

※以下の書類を提出された場合、入所選考時や保育料などの算定に加味いたします。

＜生活保護世帯の方＞

◇「生活保護受給証明書」を、阪南市役所生活支援課で取得してください。

＜きょうだいが障がい児通所施設（たんぽぽ園）等に通所している（予定を含む）場合＞
＜きょうだいが市外の施設に入所（園）している（予定を含む）場合＞

◇「在園（予定）証明書」を、在籍（予定）施設で取得してください。
※一部施設では取得不要となる場合がありますので、お申し出ください。

＜利用申込み児童が申込み時点で認可外保育施設などを利用している場合＞

◇認可外保育施設などを利用していることがわかる資料（連絡帳の写しなど）

注意

※認定こども園（１号認定：幼稚園部）への利用申込とは異なりますので、ご注意ください。利用申込などの詳細については、利用を希望する施設へ直接お問い合わせください。

申込書受付　から　入所承諾まで



◆令和９年４月入所（園）・転所（園）の流れ

＜申込み受付期間＞

受　付　日	受 付 時 間	受 付 場 所
１１月　８日（日）	午前９時～午後４時	市役所こども政策課（⑩番）
１１月　９日（月）～ １１月　１２日（木）	午前８時４５分～ 午後５時１５分	市役所こども政策課（⑩番）
１１月　１３日（金）	午前８時４５分～午後８時	市役所こども政策課（⑩番）

※上記日程以降も令和９年４月入所（園）の受付は、市役所こども政策課にて行っておりますが、上記日程以降の申込みは欠員補充となりますので、ご注意ください。

最終受付日は、令和９年２月２６日（金）です。申込みに必要な書類は、P．２～３をご参照ください。

■やむを得ない理由により、阪南市外の保育所等の利用を希望される場合や転入予定で保育所等利用申込みをされる場合は、必ずお申し出ください。

＜１次選考＞

各施設の募集人員に応じ、選考基準に基づき選考を行い、仮承諾（内定）児童を決定します。

対象者：上記受付期間での申込み者

時　期：１月中旬を予定

※選考は申込順ではありません。

＜２次選考～最終選考＞

募集人員数に達するまで繰り返し選考を行います。

対象者：１次選考で内定をしなかった方
上記受付期間以降に申込みをされた方
必要書類の提出が遅れた方
など

時　期：１月下旬から３月上旬まで随時

＜仮承諾(内定)通知書など＞

●入所（園）が内定した方には、「仮承諾通知書」と「面談のお知らせ」を送付します。

●内定しなかった方には、「保留通知書」を送付します。

※１次選考者は１月中旬に送付し、それ以降は随時送付となります。

＜面談から入所（園）まで＞

入所（園）が内定した方には、内定施設にて面談などを行い、その結果により、「入所承諾書」を送付します。

＜内定しなかった方＞

希望保育所等の空き待ちとして取り扱います。

※幼稚園に内定したなどで申込みを取り下げる場合はご連絡ください。

※令和９年５月以降の入所（園）・転所（園）の受付期間は P．５をご参照ください。

◆令和９年５月以降の入所（園）・転所（園）の流れ（途中入所（園））

＜各月申込み受付期間＞

令 和 ９ 年 度		
希望入所(園)月	申込み受付期間	提　出　先
令和９年　５月	令和９年　３月１日(月)～令和９年　４月１２日(月)	阪南市役所 こども政策課 ⑩番窓口
令和９年　６月	令和９年　４月１日(木)～令和９年　５月１０日(月)	
令和９年　７月	令和９年　５月６日(木)～令和９年　６月１０日(木)	
令和９年　８月	令和９年　６月１日(火)～令和９年　７月１２日(月)	
令和９年　９月	令和９年　７月１日(木)～令和９年　８月１０日(火)	
令和９年１０月	令和９年　８月２日(月)～令和９年　９月１０日(金)	
令和９年１１月	令和９年　９月１日(水)～令和９年１０月１２日(火)	
令和９年１２月	令和９年１０月１日(金)～令和９年１１月１０日(水)	
令和１０年１月	令和９年１１月１日(月)～令和９年１２月１０日(金)	
令和１０年２月	令和９年１２月１日(水)～令和１０年１月１１日(火)	
令和１０年３月	令和１０年１月４日(火)～令和１０年２月１０日(木)	
●上記受付期間は予定ですので、予告なしに変更になる可能性があります。 ●申込みに必要な書類は、Ｐ．２～３をご参照ください。		

■やむを得ない理由により、阪南市外の保育所等の利用を希望される場合や転入予定で保育所等利用申込みをされる場合は、必ずお申し出ください。

＜入所（園）選考＞

各施設の募集人員（空き）に応じ、選考基準に基づき選考を行い、仮承諾（内定）児童を決定します。

※選考は申込み順ではありません。

＜選考結果＞

入所（園）が内定した方には、電話で選考結果をお知らせします。その際、健康診査や面談について案内します。

●保留になった方は、「保留通知書」を送付し、希望保育所等の空き待ちとして取り扱います。

＜面談から入所（園）まで＞

入所（園）希望日までの間に、内定施設で面談を行い、その結果により、「入所承諾書」を送付します。

【注意事項】

◆希望の保育所等を選ぶ

◎入所（園）の選考は、保護者が希望した保育施設についてのみ行います。

◎保育所・認定こども園は、見学することができます。各施設の園庭開放をご利用ください。（各施設の園庭開放について、一部施設において事前に申込みが必要となる場合がありますので、あらかじめ各施設にご確認ください。また、他に見学希望日がある場合は、事前に保育施設に連絡のうえ、予約してください。）

◆入所（園）できない児童について

◎以下のいずれかに該当する場合は、入所（園）の対象外となります。入所（園）後に同様の事項が発生した場合も同様です。

1．集団生活内での対応や治療が困難な疾患を有する児童
2．常時健康管理が必要で集団保育が不可能な児童
3．その他保育上不適当と認めた児童

＜児童にアレルギーがある場合＞※診断書などを提出していただく場合があります。

◎食物アレルギーがある場合

保育所・認定こども園は集団給食としています。
食物アレルギーがある場合は、代替食や除去食で対応しています。
必ず、事前に各保育所・認定こども園でご確認ください。

◎児童にアレルギーや発達の遅れがある場合

希望の保育施設で適切な保育が可能か確認させていただくことがあります。
必ず、入所申込みの際にご相談ください。

◆「優先利用」の該当の有無について

◎以下に該当する場合、保育利用の優先度が調整される場合があります。

1．ひとり親家庭
2．生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合など）
3．虐待やＤＶのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
4．育児休業明け
5．兄弟姉妹が認可の保育施設を利用している場合
6．里親
7．認可外保育施設等を利用している　　など

◆入所（園）期間について

◎申込書の「保育の実施を希望する期間」とは、小学校就学前までの期間内で保育を必要とする期間のことです。保育を必要とする事由などを総合的に判断し、決定します。年度末までの期間で入所（園）承諾となった場合でも、就労状況や家庭状況により入所（園）期間が途中で変更となる場合がありますので、ご了承ください。

◆保育時間と延長保育について

◎保育時間は、保育を必要とする事由の内容に加え、通勤所要時間等を考慮し、保育標準時間（１日最大１１時間）又は保育短時間（１日最大８時間）の間で決定します。

◎新たに入所（園）された場合、児童によっては新しい環境に慣れるまでに時間がかかることがあります。児童の様子（慣れ具合）によってはある程度の期間、時間短縮保育をお願いすることがあります。期間、時間等につきましては、あらかじめ各保育所・認定こども園にご確認ください。

◎決定した保育時間を越えて利用される場合は、別途保育所等での申込みと、延長保育料が必要です。あらかじめご了承ください。

◆申込み内容に変更があった場合

◎申込みから内定までの期間や入所後に、下記事項などに変更があった場合は、必ず届け出てください。

変　更　点	提出が必要な書類
就労状況等 （例）保護者の就労時間が変わった 保護者の就労が決まった 産休、育休復帰　など	●教育・保育給付認定内容変更届出書 ●変更後の就労証明書 ●変更前の支給認定証
家庭状況 （例）結婚、同居家族の増減、離婚、離婚前提での別居　など	状況により、提出いただく書類が異なりますので、随時ご相談ください。

※上記内容は一例です。各家庭によって必要書類などは異なりますので、変更事項がある場合は、お問い合わせください。

◆転所（園）申込みについて

◎転居などにより、別の保育施設を希望する場合は、P．４～５をご参照の上、手続きをしてください。

◎転所（園）する場合、元の保育施設には他の児童が内定し、退所（園）となる場合がありますのでご注意ください。

◆申込みの取り下げについて

◎申込みを取り下げる場合、保育所等入所申込書の裏面へ取り下げる旨を記入し、署名する必要があります。こども政策課までお越しください。

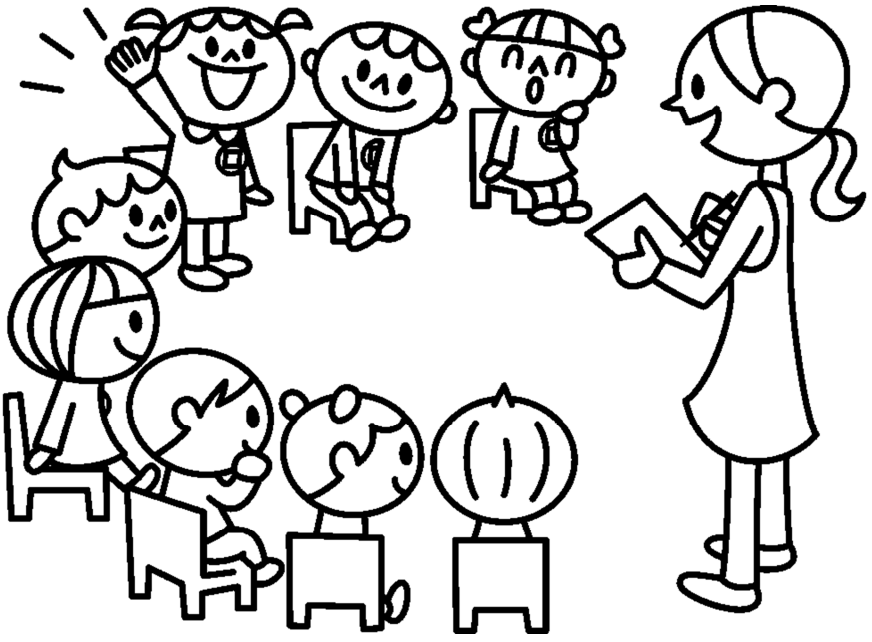
◆退所（園）について

◎保育所・認定こども園を退所（園）する場合は、退所（園）届を保育所・認定こども園へ提出してください。

◎保護者の退職などにより家庭で児童を保育できるようになった場合や、市外へ転出した場合などは、退所（園）となります。

◆入所（園）児童の保育所・認定こども園の継続について

◎保育所・認定こども園に入所（園）した後も、次年度の保育を希望する場合は、毎年１１月頃に「家庭状況等報告書」や「保育を必要とする事由を証明する書類」などの提出が必要です。また、保育時間の変更希望や就労状況の変更などに応じ、随時、調査を行います。入所（園）後であっても、基準を満たしていない場合は、当初の決定に関わらず保育の実施が解除（退所（園））となりますので、ご注意ください。



利用者負担金について



◆保育料について

◎保育所・認定こども園に入所（園）している**０歳児～２歳児クラスの児童には、保育料をご負担いただきます。**公立保育所、私立認定こども園いずれの施設でも同じ基準で計算します。**（P.１１に令和９年度の保育料徴収金基準額表を掲載しております。）**

◆給食費について

◎保育所、認定こども園に入所している、**３歳児クラス以上の児童には、給食費（主食費・副食費）をご負担いただきます。**費用の詳細については、各保育所等にお問い合わせください。

なお、副食費については、徴収免除となる場合があります。副食費徴収免除対象者には「副食費徴収免除通知」を送付します。

副食費徴収免除対象者の条件は以下のとおりです。

副食費徴収免除対象者の条件　①または②の該当者

①	市民税所得割額５７，７００円未満世帯の児童 （特定世帯については、７７，１０１円未満） ※令和９年４月から令和９年８月までは、令和８年度市民税所得割額 ※令和９年９月から令和１０年３月までは、令和９年度市民税所得割額
②	第３子以降に該当する児童 ※就学前までの児童数でカウント (例)３歳児、４歳児、小学１年生のお子様がいる家庭の場合、３歳児は第２子カウントとなります

◆保育料の算定及び副食費徴収免除の決定方法について

◎保育所・認定こども園を利用する児童の家計の主宰者に係る市民税所得割額（※）を基に決定します。

なお、家計の主宰者は、原則として児童の父及び母ですが、非課税世帯である場合、祖父母とする場合があります。

（※）令和９年４月から令和９年８月まで：令和８年度の市民税所得割額
　　令和９年９月から令和１０年３月まで：令和９年度の市民税所得割額

９月分から切替

４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
前年度の市民税所得割額					当該年度の市民税所得割額						

◆多子軽減について

◎同一世帯から２人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部などに入所している場合で、そのうち、保育施設に入所（園）している児童の保育料は、２人目：保育料半額、３人目：０円　となり、副食費の徴収は、３人目：免除　となります。

※ただし、年収 360 万円未満相当世帯については、一部考え方が異なります。

◆その他

◎保育料は、保育所・認定こども園への出席・欠席に関わらず、在籍している限り発生する費用です。各保育所・認定こども園が定める期限内に必ず納付してください。

◎未申告などで税情報のない方は、保育料の決定及び副食費の免除の決定をすることができないため、保育料（０歳児から２歳児まで）は**最高額**となり、副食費（３歳児から５歳児まで）は**免除対象に該当する場合であっても徴収**させていただきます。

◎３歳児クラス以上の保育料は無償となっておりますが、**雑費など、保育料以外に発生する費用については引き続き別途ご負担いただく必要があります。**詳細については、各保育所・認定こども園にお問い合わせください。

保育料の還付について

保育所・認定こども園を欠席した場合、保育料が還付される場合があります。

※各保育所・認定こども園にお問い合わせください。

◆公立保育所を欠席した場合

◎**保育料及び給食費は、原則還付しません。**ただし、下記の理由により同じ月内に連続して１５日以上欠席した場合のみ、例外として保育料及び給食費の還付の対象となる場合があります。詳しくはこども政策課までお問い合わせください。

■私立認定こども園（保育園部）をご利用の方は、各施設へお問い合わせください。

〇保育料及び給食費の還付が認められる欠席理由〇

・入所児童が病気や怪我などで通所できない場合
・保護者が病気や怪我などで児童の送迎ができない場合
・葬儀、法要、お盆などで遠方に帰省する場合
・災害などで通所できない場合

など、市長がやむを得ないと認める理由

※上記以外の理由（旅行や保護者の長期休暇など）による欠席の場合は、対象外です。

令和９年度保育料徴収金基準額表（予定）

各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）：円			
市階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯（特定世帯）	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯（その他）	0	0	0	0
C	市町村民税課税世帯（特定世帯） 所得割額48, 600円未満	4, 500	4, 500	0	0
	市町村民税課税世帯（その他） 所得割額48, 600円未満	10, 500	10, 400	0	0
D01	所得割額 48, 600円以上～58, 200円未満（特定世帯）	4, 500	4, 500	0	0
	48, 600円以上～58, 200円未満（その他）	16, 500	16, 300	0	0
D02A	58, 200円以上～77, 101円未満（特定世帯）	4, 500	4, 500	0	0
	58, 200円以上～77, 101円未満（その他）	23, 500	23, 200	0	0
D02B	77, 101円以上～80, 400円未満	23, 500	23, 200	0	0
D03	80, 400円以上～97, 000円未満	29, 000	28, 600	0	0
D04	97, 000円以上～119, 400円未満	35, 000	34, 500	0	0
D05	119, 400円以上～141, 800円未満	40, 000	39, 400	0	0
D06	141, 800円以上～169, 000円未満	43, 000	42, 300	0	0
D07	169, 000円以上～182, 600円未満	49, 000	48, 200	0	0
D08	182, 600円以上～243, 500円未満	53, 000	52, 100	0	0
D09	243, 500円以上～301, 000円未満	55, 000	54, 100	0	0
D010	301, 000円以上	57, 000	56, 100	0	0

※1 特定世帯とは、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯などです。

※2 標準時間とは１日の保育利用可能時間が最長 11 時間、短時間とは最長８時間の認定区分の方です。

※3 令和９年度中にお子さんが３歳（２号認定）となった場合でも、令和９年度末までは３歳未満児（３号認定）の保育料となります。

※4 所得割額の計算には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除などの税額控除は、保育料算定に含めず、控除前の額で算定します。ただし、調整控除は適用します。

※5 税情報の確認ができない場合（未申告や資料未提出など）は、Ｄ０１０の階層での決定となります。

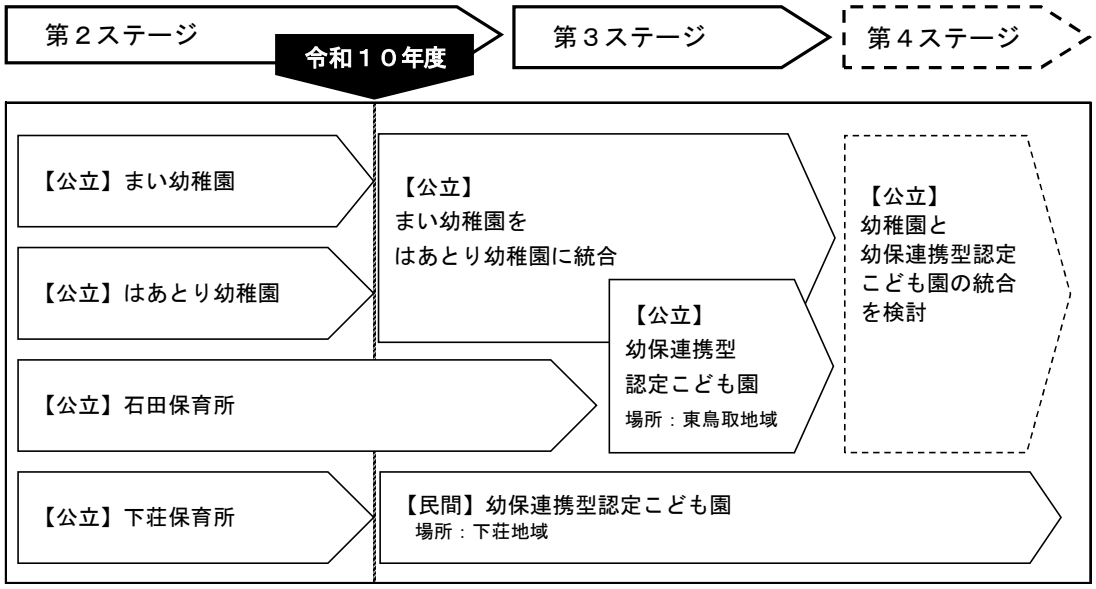
※6 税の更正などで税額が変更になる場合は、必ずこども政策課までご連絡ください。

公立施設の今後について

令和７年８月に策定しました第２次阪南市子育て拠点再構築方針に基づき、令和１０年３月末に下荘保育所を閉所する予定※ です。

また、令和１０年４月に民間の幼保連携型認定こども園が下荘地域に開園する予定です。

再構築イメージ



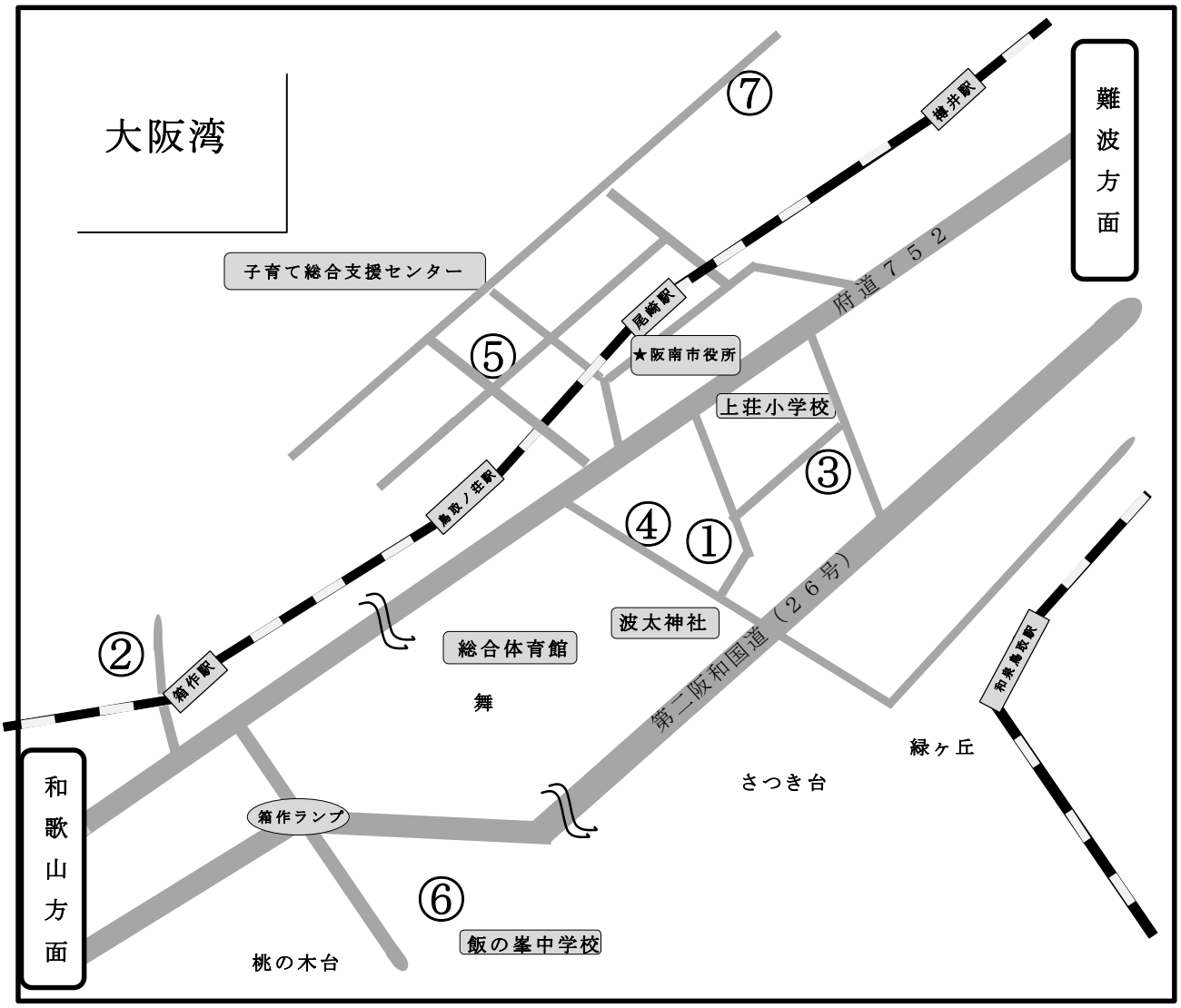
- 新０歳児～新４歳児で下荘保育所に入所した方は、令和１０年４月に他の施設へ転所（園）していただくことになる予定です。
- 令和１０年４月に下荘保育所から他の施設へ転所（園）いただく際は、新設する民間の幼保連携型認定こども園への入園を選択した場合、優先するなどの配慮を実施する予定です。

※令和９年４月から在籍している児童が対象です。

※市議会の議決が前提となります。

参考：第２次阪南市子育て拠点再構築方針

阪南市内の保育所(園)・認定こども園 MAP



【公立】

① 石田保育所
石田６００－１
TEL：072-471-3201

② 下荘保育所
箱作９９８－１
TEL：072-476-5430

【私立】

③ ワンワン認定こども園
鳥取中２３６－１
TEL：072-472-4275

④ しいの実こども園
石田３８９
TEL：072-473-0251

⑤ アルン西鳥取夢学舎
鳥取７０
TEL：072-471-7111

⑥ 桃の木の森こども園
桃の木台３丁目３
TEL：072-476-0271

⑦ 飛鳥ゆめ学舎
尾崎町５丁目３３－３３
TEL：072-493-2865

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="3">①阪南市立石田保育所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地</td><td rowspan="2">阪南市石田 600 番地の 1</td><td>電話</td><td>072-471-3201</td></tr>
<tr><td>FAX</td><td>072-471-3201</td></tr>
<tr><td>設置者</td><td colspan="3">阪南市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設の状況</td><td rowspan="2">・敷地面積　　2,000.20 ㎡
・運動場面積　約 600 ㎡
・延べ面積　　825.10 ㎡</td><td>定員</td><td>120 人</td></tr>
<tr><td>入所年齢</td><td>生後６か月～就学前</td></tr>
<tr><td>沿革</td><td colspan="3">・昭和 49 年４月　阪南町立石田保育所の名称で新設
・平成３年 10 月　市制により阪南市立石田保育所と改称</td></tr>
<tr><td>職員体制</td><td colspan="3">所長　所長補佐　保育士　子ども支援員　看護師　調理師　用務員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開所時間</td><td>平日</td><td colspan="2">７時 30 分～19 時００分（延長保育時間含む）</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="2">７時 30 分～19 時００分（延長保育時間含む）</td></tr>
<tr><td>保育方針</td><td colspan="3">【保育目標】
『健康な体と豊かな心を育む』

【保育方針】
●『進んで自分のことをするカ』を持つ子ども
●『自分の思いが言え、聴けるカ』を持つ子ども
●『夢中になって「やってみよう」とするカ』を持つ子ども</td></tr>
<tr><td>特別保育等</td><td colspan="3">延長保育、病児保育（体調不良児対応型）</td></tr>
<tr><td colspan="4">入所（園）時の保護者負担等</td></tr>
<tr><td colspan="4">◇保育用品代　：　1,400 円～10,000 円程度（年齢により購入品数が違います。）
◇制服及び活動着、リュックサック代等　：　15,000 円～（３歳児以上必要）</td></tr>
<tr><td colspan="4">利用料以外の保護者徴収金等</td></tr>
<tr><td colspan="4">＜毎月必要な費用＞
◇保護者会費（0～5 歳児）◇絵本代（1～5 歳児）
◇給食費【主食費、副食費】（3～5 歳児）
◇アルバム代（5 歳児のみ）◇その他遠足バス代、写真代などは実費負担となります。</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他</td></tr>
<tr><td colspan="4">◇乳幼児の人権保育、運動・音楽・絵画造形遊びを通して、子どもの心と体の育ちを大切にしながら、大学などの専門講師を招き、保育実践の質及び専門性の向上を目指し所内研修を行っています。
◇乳児（0～2 歳児）は愛情豊かに応答関係を大切にしながら育児担当保育を取り入れています。</td></tr>
</table>

（掲載内容は、令和８年 10 月時点でのものであり、変更となる場合があります）

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="4">②阪南市立下荘保育所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地</td><td rowspan="2">阪南市箱作 998-1</td><td>電話</td><td colspan="2">072-476-5430</td></tr>
<tr><td>FAX</td><td colspan="2">072-476-5430</td></tr>
<tr><td>設置者</td><td colspan="4">阪南市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設の状況</td><td rowspan="2">・敷地面積　3,576.68 ㎡
・運動場面積　約 1,050 ㎡
・延べ面積　1,226.09 ㎡</td><td>定員</td><td colspan="2">150 人</td></tr>
<tr><td>入所年齢</td><td colspan="2">生後６か月～就学前</td></tr>
<tr><td>沿革</td><td colspan="4">・昭和 25 年４月　下荘村立下荘保育所の名称で新設
・昭和 45 年４月　現在地箱作 998-1 に新設移転
・昭和 47 年 10 月　町村合併により阪南町立下荘保育所と改称
・平成３年 10 月　市制により阪南市立下荘保育所と改称</td></tr>
<tr><td>職員体制</td><td colspan="4">所長　所長代理　保育士　子ども支援員　看護師　調理師　用務員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開所時間</td><td>平日</td><td colspan="3">７時 30 分～19 時００分（延長保育時間含む）</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="3">７時 30 分～19 時００分（延長保育時間含む）</td></tr>
<tr><td>保育方針</td><td colspan="4">【保育目標】
『元気な子ども、意欲的に遊ぶ子ども』

【保育方針】
●健康な子ども
●友だちを大切にする子ども
●自分の力でしようとする子ども
●心も体もいきいきとはずむ子ども</td></tr>
<tr><td>特別保育等</td><td colspan="4">延長保育、病児保育（体調不良児対応型）</td></tr>
<tr><td colspan="5">入所（園）時の保護者負担等</td></tr>
<tr><td colspan="5">◇保育用品代　：　1,400 円～10,000 円程度（年齢により購入品数が違います。）
◇制服、リュックサック代等　：　15,000 円～（3 歳児以上必要）</td></tr>
<tr><td colspan="5">利用料以外の保護者徴収金等</td></tr>
<tr><td colspan="5">＜毎月必要な費用＞
◇保護者会費（0～5 歳児）◇絵本代（1～5 歳児）
◇給食費【主食費、副食費】（3～5 歳児）
◇アルバム代（5 歳児のみ）◇その他遠足バス代、写真代などは実費負担となります。</td></tr>
<tr><td colspan="5">その他</td></tr>
<tr><td colspan="5">◇子どもの「学びに向かう人間性」（心情・意欲・態度）を育てる保育の質を高めるために【運動遊び、絵画造形、乳幼児人権保育など】大学講師(専門講師）に来ていただき研修を受けています。
◇乳児クラス(０～２歳児）は育児担当保育を取り入れ、深い信頼関係を築き、安心して保育所生活が送れるようにしています。</td></tr>
</table>

（掲載内容は、令和８年１０月時点のものであり、変更となる場合があります）

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="4">③ワンワン認定こども園</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地</td><td rowspan="2">阪南市鳥取中 236-1</td><td>電話</td><td colspan="2">072-472-4275</td></tr>
<tr><td>FAX</td><td colspan="2">072-470-0800</td></tr>
<tr><td>設置者</td><td colspan="4">社会福祉法人　根来学園</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設の状況</td><td rowspan="2">・敷地面積　4,280.16 ㎡
・運動場面積 3,346.00 ㎡
・建築面積　934.16 ㎡
・延床面積　1,119.26 ㎡
・園児用農園　974.00 ㎡</td><td>定員</td><td colspan="2">保育園部　１２０人
幼稚園部　　１５人</td></tr>
<tr><td>入園年齢</td><td colspan="2">生後６か月～就学前</td></tr>
<tr><td>沿革</td><td colspan="4">昭和 44 年１２月設立</td></tr>
<tr><td>職員体制</td><td colspan="4">園長　園長補佐　副園長 主幹保育教諭　保育教諭　看護師　栄養士
調理師</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開園時間</td><td>平日</td><td colspan="3">７時 30 分～19 時００分（延長保育時間含む）</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="3">７時 30 分～18 時３０分</td></tr>
<tr><td>保育方針</td><td colspan="4">【保育方針】
「知・徳・体」を大切にし、豊かな心と生きる力をはぐくむ。
【基本方針】
●心身ともに健やかで、思いやりの心を持つ子どもを育てる。
●日々の生活を通して、基本的な生活習慣を身につける。
●挨拶や礼儀を大切にし、人との関わりを楽しみながら、思いやりの心をはぐくむ。
●さまざまな体験や遊びを通して、豊かな感性と表現する力をはぐくむ。
●園児用農園での野菜づくりなど、自然や食に触れる体験を通して、食への関心と豊かな心をはぐくむ。</td></tr>
<tr><td>特別保育等</td><td colspan="4">延長保育</td></tr>
<tr><td colspan="5">入所（園）時の保護者負担等</td></tr>
<tr><td colspan="5">◎保育用品：4,600 円～8,500 円程度（年齢により購入品数が異なります）
◎制服（３歳児より）、リュック（通園用かばん）、体操服・カラー帽、遊び着等
０歳児：1,100 円程度、１歳児～５歳児：13,000 円～47,000 円程度</td></tr>
<tr><td colspan="5">利用料以外の保護者徴収金等</td></tr>
<tr><td colspan="5">＜毎月の雑費としての費用＞
給食費、教材費、絵本代、保護者会費、英語・体育・歌唱・スイミング・絵画・リズム指導代等　※習い事は年齢により異なります</td></tr>
<tr><td colspan="5">その他</td></tr>
<tr><td colspan="5">■サラダホールの大ホールで行う生活発表会のほか、ミニ夏祭り、作品展、もちつき、焼き芋大会、お買い物体験、５歳児の集いなど、季節に合わせた行事を行っています。10 月にはクラスごとに作ったやぐらをみんなで曳行します。
■専門講師による英語、体育、リズム、歌唱、スイミング、絵画、習字など、年齢に合わせたさまざまな活動を取り入れています。
■園児用農園では、じゃがいもの植え付けから収穫までを体験し、季節の野菜や果物の収穫も行っています。</td></tr>
</table>

（掲載内容は、令和８年１０月時点のものであり、変更となる場合があります）

<table>
<tr><td>名称</td><td colspan="4">④しいの実こども園</td></tr>
<tr><td rowspan="2">所在地</td><td rowspan="2">阪南市石田 389</td><td>電話</td><td colspan="2">072-473-0251</td></tr>
<tr><td>FAX</td><td colspan="2">072-473-0545</td></tr>
<tr><td>設置者</td><td colspan="4">社会福祉法人　阪南福祉会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設の状況</td><td rowspan="2">・敷地面積　　4,280.00 ㎡
・延床面積　　1,382.36 ㎡
・運動場面積　1,202.05 ㎡</td><td>定員</td><td colspan="2">保育園部　１２０人
幼稚園部　　１５人</td></tr>
<tr><td>入園年齢</td><td colspan="2">生後６か月～就学前</td></tr>
<tr><td>沿革</td><td colspan="4">・昭和 55 年４月　しいの実保育園の名称で　90 人定員にて設立
・平成 19 年４月　　120 人に定員増員
・平成 25 年９月　新園舎竣工</td></tr>
<tr><td>職員体制</td><td colspan="4">園長　副園長 主幹保育教諭　保育教諭　栄養士　調理師</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開園時間</td><td>平日</td><td colspan="3">７時 30 分～19 時００分（延長保育時間含む）</td></tr>
<tr><td>土曜日</td><td colspan="3">７時 30 分～１８時３０分</td></tr>
<tr><td>保育方針</td><td colspan="4">【保育・教育目標】
●子どもの「やさしい気持ち」「強い体」「素直な心」「考える力（学ぶ力）」を育みます。

●４つの保育・教育目標を軸に、人間形成の基礎となる乳幼児期に、１人ひとりの子どもの育ちを考え、子どもの環境を整え、家庭と共に心身の健やかなる成長・発達・学びを目指します。</td></tr>
<tr><td>特別保育等</td><td colspan="4">延長保育</td></tr>
<tr><td colspan="5">入所（園）時の保護者負担等</td></tr>
<tr><td colspan="5">◎保育用品代　：　3,900 円～20,000 円程度（年齢により購入品数は異なります。）
◎制服、制帽、体操服、通園リュック等（２歳児～）
：　30,000 円程度～（年齢により異なります。）</td></tr>
<tr><td colspan="5">利用料以外の保護者徴収金等</td></tr>
<tr><td colspan="5">◇給食費（3～5 歳児）◇教育充実費（3～5 歳児）◇オムツのサブスク（乳児）
◇その他　遠足代・写真代などは、実費負担となります。</td></tr>
<tr><td colspan="5">その他</td></tr>
<tr><td colspan="5">■保育園・幼稚園・子育て支援の機能をあわせ持つ認定こども園として、子どもたち一人ひとりの成長とご家庭の子育てを総合的に支えます。
■幼児クラスは専門講師の体育・音楽（リトミック）・書き方（ペン・習字）・ネイティブ講師の英会話などを取り入れています。様々な経験を通し「やってみたい」という気持ちを育み、子どもたちの興味が広がる環境づくりに取り組んでいます。
■広い庭園ではよく走り・天然芝の遊び場では幼児クラスだけでなく、乳児クラスの子どもも安全に自然に触れ、豊かな感性と健やかな身体を育んでいます。</td></tr>
</table>

（掲載内容は、令和８年 10 月時点のものであり、変更となる場合があります）

名称	⑤アルン西鳥取夢学舎		
所在地	阪南市鳥取７０番地	電話	072-471-7111
		FAX	072-471-6464
設置者	社会福祉法人　夢らんど二田		
施設の状況	・敷地面積　2,592.0 ㎡ ・園庭　　918.4 ㎡ ・延床面積　1,488.8 ㎡	定員	保育園部　１１７人 幼稚園部　　４５人
		入園年齢	生後６か月～就学前
沿革	平成 19 年４月　アルン西鳥取夢学舎　定員 150 人　設立 平成 22 年４月　認定こども園として運営開始		
職員体制	園長　教頭　副教頭　保育教諭　管理栄養士　調理師　公認心理士 事務員		
開園時間	平日	７時 30 分～19 時００分（延長保育時間含む）	
	土曜日	８時 00 分～18 時００分	
保育方針	【基本理念】 「健康」「愛」「尊重」 健康・・・・身体も心も丈夫なこども、規則正しい生活習慣の習得 愛・・・・・人や自然に優しくできる心 両親や家族・友達・先生を大事にし、大切にする心 尊重・・・・人を人として敬う心、人を思いやる心 【園での一番大切な言葉】 「おはようございます」「さようなら」 登園時、降園時の基本のあいさつを大切にしています		
特別保育等	延長保育		

入所（園）時の保護者負担等

◎新学期用品代　：　6,000 円～20,000 円程度（年齢により金額が違います）
◎制服、かばん等：　750 円（0 歳児）、11,000 円～53,000 円程度（1～5 歳児）
（年齢により金額が違います）
◎体　操　服　　：　一式 10,400 円程度（必要枚数購入 1～5 歳児）

利用料以外の保護者徴収金等

＜諸費用として毎月＞
◇教材費、絵本代、行事活動費等
◇給食費（3 歳児～5 歳児）　◇布団リース代（0 歳児～２歳児）

その他

■スイミング、ペン習字教室、茶道教室、体育指導、絵画教室、英語など専任の講師が指導します(4、５歳児)。
■主な園行事…春・秋の遠足、ルンルン祭り（夏のお祭り）、運動会（阪南市立総合体育館）、クリスマス会、発表会（サラダホール）、卒園旅行（５歳児）

（掲載内容は、令和８年１０月時点でのものであり、変更となる場合があります）

名称	⑥桃の木の森こども園		
所在地	阪南市桃の木台３丁目３	電話	072-476-0271
		FAX	072-476-0272
設置者	社会福祉法人　任天会		
施設の状況	・敷地面積　3,426.37 ㎡ ・園庭面積　1,046.06 ㎡ ・建築面積　　928.78 ㎡	定員	保育園部　１００人 幼稚園部　　１５人
		入園年齢	生後６か月～就学前
沿革	平成 27 年４月 桃の木の森保育園　定員 90 人　開園 平成 28 年４月 幼保連携型認定こども園　桃の木の森こども園に移行		
職員体制	園長　副園長　主幹保育教諭　保育教諭　看護師　栄養士　調理員		
開園時間	平日	７時 30 分～19 時００分（延長保育時間含む）	
	土曜日	７時 30 分～19 時００分（延長保育時間含む）	
保育方針	一人ひとりの子どもを大切にし、心身ともに健康な子どもを育てます。 ●よく観て、よく聴いて、よく考える子ども（主体的に行動できる子ども） ●自分のことは自分でできる子ども（基本的生活習慣が身についた子ども） ●人と関わる力のある子ども（自発性のある子ども） ●思いやりの気持ちや感謝のできる子ども（関係性が築ける子ども）		
特別保育等	延長保育、一時預かり （一時預かりについては、状況により、お断りする場合もあります。）		

入所（園）時の保護者負担等
０歳児・１歳児・２歳児：　7,220 円程度（用品代） ３歳児以上　　：　24,500 円程度（用品代・制服代） 全園児　　：　2,000 円　　（セキュリティーカード代）
利用料以外の保護者徴収金等
０歳～２歳児：　1,100 円（絵本代、教材費等） ３歳児以上　：　7,500 円（絵本代、教材費等、主食費、副食費） ※その他遠足代、写真代、アルバム代など実費負担となります。
その他
■園庭では、季節を感じられる様々な植物や生物との出会いがたくさんあり、子どもたちが存分に自己を発揮しながら、仲間と共に生き生きと暮らしを紡いでいくことを大切にしているこども園です。 ■多様な体験を通して、豊かな心を創造する力を育みます。（地引網、山登り、乗馬体験なども行います。） ■子どものイメージを形にできるおもちゃ、自分で考えて遊ぶことができる生活材、子どもの創造性に応えてくれる自然物など多様な子どもの姿に応えられる保育材などの環境が豊かです。 ■乳幼児期に大切な生活・遊びを通して、生きる力を育みます。

（掲載内容は、令和８年１０月時点でのものであり、変更となる場合があります）

名称	⑦飛鳥ゆめ学舎		
所在地	阪南市尾崎町５丁目３３－３３	電話	072-493-2865
		FAX	072-493-2866
設置者	社会福祉法人　夢らんど二田		
施設の状況	・敷地面積　5,525.86 ㎡ ・園　　庭　2,600 ㎡ ・延床面積　1,334 ㎡	定員	保育園部　　９９人 幼稚園部　　１５人
		入園年齢	生後３か月～就学前
沿革	令和４年４月　飛鳥ゆめ学舎　定員１９４人　開園		
職員体制	園長　教頭　副教頭　保育教諭　管理栄養士　調理師　看護師 公認心理士　事務員		
開園時間	平日	７時 30 分～19 時００分（延長保育時間含む）	
	土曜日	７時 30 分～19 時００分（延長保育時間含む）	
保育方針	【基本理念】 「健康」「愛」「尊重」 健康・・・・身体も心も丈夫なこども、規則正しい生活習慣の習得 愛・・・・・人や自然に優しくできる心 両親や家族・友達・先生を大事にし、大切にする心 尊重・・・・人を人として敬う心、人を思いやる心 【園での一番大切な言葉】 「おはようございます」「さようなら」 登園時、降園時の基本のあいさつを大切にしています		
特別保育等	延長保育、病児保育（体調不良児対応型）		

入所（園）時の保護者負担等

◎新学期用品代　：　6,000 円～20,000 円程度（年齢により金額が違います）
◎制服、かばん等：　750 円（0 歳児）、11,000 円～53,000 円程度（1～5 歳児）
（年齢により金額が違います）
◎体　操　服　　：　一式 10,400 円程度（必要枚数購入 1～5 歳児）

利用料以外の保護者徴収金等

＜諸費用として毎月＞
◇教材費・絵本代等
◇給食費（3～5 歳児）　◇布団リース代（0～2 歳児）

その他

■スイミング、ペン習字教室、茶道教室、体育指導、絵画教室、英語など専任の講師が指導します(4、５歳児)。
■主な園行事…春・秋の遠足、夏祭り、運動会（阪南市立総合体育館）、クリスマス会、発表会（サラダホール）

（掲載内容は、令和８年１０月時点でのものであり、変更となる場合があります）

様式第1号 （第4条関係）

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

令和 8 年 11 月 8 日

阪南市長 様

記入例

保護者	現住所	阪南市尾崎町35-1				
	氏名	阪南 太郎				
	電話	自宅	072	－	471	－ 5678
		携帯(父)	090	－	xxxx	－ xxxx
		携帯(母)	080	－	xxxx	－ xxxx

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。

	氏名(フリガナ)	生年月日	性別
申請の対象となる児童	(フリガナ) ハンナン サツキ 阪南 さつき	令和8年 8月 8日	女
保育の希望の有無 (希望するものを○で囲んでください。)	(あり) (入園時の子どもの年齢が0歳以上で認定こども園・保育所等での保育を希望される方)		
	なし (入園時の子どもの年齢が3歳以上で認定こども園・幼稚園での教育を希望される方)		
	1号と2号の併願希望 あり ・ (なし) (3歳以上で幼稚園と保育所の両方を希望される場合等)		
	(併願希望の認定こども園・幼稚園の名称)		
利用を希望する期間	令和 9 年 4 月 1 日から ((就学前) ・ 年 月 日) まで		

※保育の希望が「なし」で3歳以上の子どもは「1号」、保育の希望が「あり」で3歳以上の子どもは「2号」、3歳未満の子どもは「3号」の認定となります。

①世帯の状況 ※対象児童以外の両親及び同じ住所に住んでいる人全員について記入してください。

氏名(フリガナ)	対象児童との続柄	生年月日	性別	職業等
(フリガナ) ハンナン タロウ 阪南 太郎	父	H 4 年 6 月 13 日	男	○○商事
(フリガナ) ハンナン マツノ 阪南 松乃	母	H 5 年 5 月 3 日	女	㈱△△
(フリガナ) ハンナン サクラ 阪南 さくら	姉	R 4 年 9 月 10 日	女	○○保育所
(フリガナ) ハンナン イチロウ 阪南 一郎	兄	R 6 年 5 月 3 日	男	4月から進級する場合は、4月からの所属を記入
(フリガナ) ハンナン スミコ 阪南 すみ子	祖母	S 38 年 10 月 1 日	女	××商店
世帯の状況	ひとり親世帯 ・ 障がい児(者)のいる世帯 ・ (左記以外)		生活保護適用	あり ・ (なし)

②保育の利用を必要とする理由 ※「保育の希望の有無」欄で「あり」に○をつけた方のみ記入してください。

保育の希望が「あり」の場合には、保育の利用を必要とする理由であてはまるものについて、保護者ごとにチェックを入れ、それを証明できる書類を提出してください。

対象児童との続柄						
父	☑就労					
	☐就学	☐育児休業	☐その他()			
母	☑就労	☐妊娠・出産	☐疾病・障がい	☐介護・看護	☐災害復旧	☐求職活動
	☐就学	☐育児休業	☐その他()			

(具体的な理由を記入してください。)
父母、祖母ともに就労のため、日中家庭保育ができない。

利用を希望する時間	月 曜日から 金 曜日まで	8 時 00 分から	18 時 00 分まで

③税情報等の提供に当たっての署名欄

市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 阪南 太郎

令和　9　年度保育所等入所申込書

（兼　保育児童台帳）

記入例

阪南市福祉事務所長　様

次のとおり保育所等への入所（入園等を　　下記の項目について承諾します。
・住民基本台帳及び市民税課税台帳等を
・入所のために必要な情報を保育所等に提

郵便や納付書の宛先

保護者氏名	阪南　太郎	該当項目に○	新　規	転　園

※選択箇所には、「○印」や「☑印」を記入してください。

申込年月日	令和　8年　11月　8日

住所	阪南市 尾崎町35－1	前年1月1日時点の住所	□同左　☑左記とは別
		左記とは別の場合の前住所	○○市○○町△△－■■

ふりがな	はんなん　たろう	生年月日	携帯番号	勤務先・学校等
保護者氏名	阪南　太郎	昭・(平) 4.6.13	090－××××－××××	○○商事
ふりがな	はんなん　まつの	生年月日	携帯	
配偶者氏名	阪南　松乃	昭・(平) 5.5.3	080－×××	
ふりがな	はんなん　さつき	生年月日	申込年度4月1日	性別
申込児童名	阪南　さつき	令 8.8.8	0 歳	女

令和9年4月1日の年齢

保育の実施を希望する期間	令和　9年　4月　1日　～	☑ 就学前まで □ 令和　年　月　日まで

上記以外の同居家族（同一住所別世帯の親族を含む）及び扶養している子ども（別住所含む）	ふりがな 氏名	児童との続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校等
	はんなん　さくら 阪南　さくら	姉	4歳	昭・平・(令) 4.9.10	○○保育所
	はんなん　いちろう 阪南　一郎	兄	2歳	昭・平・(令) 6.5.3	4月から進級する場合は、4月からの所属を記入
	はんなん　すみこ 阪南　すみ子	祖母	63歳	(昭)・平・令 38.10.1	××商店
			歳	昭・平・令 ・　・	

令和9年4月1日の年齢

※希望する順位を数字で記入してください。

希望する保育施設の順位を記入

入所を希望する保育施設の順位	石田 保育所	下荘 保育所	ワンワン 認定こども園	しいの実 こども園	アルン 西鳥取夢学舎	こ	夢 夢学舎	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	

※きょうだい同時申込の場合（入所時期と入所先について、いずれかにチェック☑をしてください。）

入所時期	☑ ①同時期に入所できる場合のみ希望
	□ ②きょうだいのどちらが先でも入所を希望
入所先	☑ ①同施設に入所できる場合のみ希望
	□ ②別施設でも希望

入所時期・入所先どちらも選択してください

保育希望時間	（平　日）**8** 時 **00** 分 ～ **18** 時 **00** 分
	（土曜日）　　時　　分 ～　　時　　分（ 毎週 ・ 変則 ）
児童を送迎する主な人	父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他（　　）

◎家庭の状況

記載された内容について、保育施設等から情報を求められた際は、提供いたします。
また、内定後、入所前の面談等にて詳しく聞き取りさせていただく場合があります。

申込児童について

児童	申込児童の現在の状況	保育していますか。（ はい ・ いいえ ） の場合、該当する箇所に記入してください。 に連れていく （どちらかに○印： 職場内託児所 ・ その他 ） ・保育施設等を利用 （施設名：　　） （利用期間：　　年　　月から） ・その他施設を利用 （施設名：　　） （利用期間：　　年　　月から） 2．集団生活の経験はありますか（ はい ・ いいえ ） ※はいの場合（施設名：　　）
	心身の健康状態	1．健康・発達の気になるところはありますか（ いいえ ・ はい ） ※はいの場合、具体的に記入してください。 （内容：　　） 2．心身の発達などで、専門機関に相談していますか（ いいえ ・ はい ） ※はいの場合 ①機関名（　　） ②いつ頃から（　　年　　月頃から） ③内容・症状等（　　） 3．現在治療中の病気等はありますか（ いいえ ・ はい ） ※はいの場合 ①病名など（　　） ②現在の状況（ 経過観察中 ・ 治療中 ） 4．アレルギー等はありますか（ いいえ ・ はい ※はいの場合（食品名など： **卵・乳**　　） 5．その他（　　）

父の状況について

父	保育を必要とする事由	(就労)(内定) ・ 疾病、障害 ・ 介護等 ・ 災害復旧 求職中 ・ 就学 ・ その他（ ）			
		通勤方法（ **自 動 車** ） 所要時間（ 時間 **30** 分）			
		離婚 ・ 別居 ・ 失踪 ・ その他 （ 未婚 ・ ）			
		事由の生じた日	年 月 日		
	病気等	入院・病気・障がい（1級・2級・3級・4級・5級・6級・A・B1・B2）			
		病名 ・ 障がい名			
	同居の親族の看護等	看護を必要とする人	児童との続柄（ ）		
		病名		看護の場所	自宅 ・ 病院 ・ その他
		障がい名			
	家庭の災害	《状 況》			
	その他				

母の状況について

母	保育を必要とする事由	(就労)(内定) ・ 妊娠、出産 ・ 疾病、障害 ・ 介護等 ・ 災害復旧 求職中 ・ 就学 ・ その他（ ）			
		通勤方法（ **自 動 車** ） 所要時間（ 時間 **15** 分）			
		離婚 ・ 別居 ・ 失踪 ・ その他 （ 未婚 ・ ）			
		事由の生じた日	年 月 日		
	病気等	入院・病気・障がい（1級・2級・3級・4級・5級・6級・A・B1・B2）			
		病名 ・ 障がい名			
	妊娠・出産	出産（予定）日	令和 年 月 日		
	同居の親族の看護等	看護を必要とする人	児童との続柄（ ）		
		病名		看護の場所	自宅 ・ 病院 ・ その他
		障がい名			
	家庭の災害	《状 況》			
	その他				

祖父母の状況について

児童の兄弟姉妹の状況について

			父方	母方
祖父母等の状況	祖父	氏名	**離 別**（ 歳）	**泉州 村雨**（**63歳**）
		住所		**大阪府Ｆ市○○－××**
		TEL		**××××－○○－△△△△**
		就労状況	・就労（就労先名： ） ・不就労 ・病気等（病名： ）	・(就労)（就労先名：**○○職員** ） ・不就労 ・病気等（病名： ）
	祖母	氏名	**隠南 すみ子**（**63歳**）	**泉州 のりえ**（**61歳**）
		住所	**同 居**	**同 上**
		TEL	**072－471－5678**	**同 上**
		就労状況	・(就労)（就労先名：**××商店** ） ・不就労 ・病気等（病名： ）	・就労（就労先名： ） ・(不就労) ・病気等（病名： ）
児童の兄弟姉妹の状況	無 ・ (有) (家庭保育) 就労同伴 親族の保育（ 同居 ・ 別居 ） (保育所等入所中)（ **○○保育所** ） 他施設：幼稚園等〈 〉、認可外〈 〉			

◎その他(同居家族)について

児童扶養手当の受給について	(無) 有	(有)の方は手帳の写しを添付お願いします
特別児童扶養手当の受給について	(無) 有	
障がい年金の受給について	(無) 有	
障がい者手帳の有無について	(無) 有(　　)	
療育手帳の有無について	(無) 有(　　)	

※審査結果(記入不要)

氏名	①前年度分市民税額		②今年度分市民税額		①階層区分		②階層区分	
	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額		市基準		市基準
					月から	国基準	月から	国基準
合計					全・半・0		全・半・0	
①保育料			②保育料					

保育の実施の要否	要・否	令和　年　月　日 承諾	
保育の実施期間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日		
保育の実施解除	令和　年　月　日	理由：	

項目	調査内容	調査・確認日

備考

※保育所等入所申込書について・・・①この申込書及び提出書類等は、入所の承諾を決定する重要な資料となりますので、該当する事項については、誤りや記載漏れのないように正しく記入してください。

②添付の就労証明書等についての内容(就労日数、就労時間等)の確認のため、勤務先等に問合せをする場合がありますので、ご了承ください。